

平成29年度入札監視委員会第2回第二監視部会

平成30年2月16日

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

【五十嵐契約調整担当部長】 それでは、定刻になりましたので、これより平成29年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会を開催いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。進行役の財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

本日は、経理部長の小室が出席する予定でございましたが、緊急の会議のために失礼させていただきます。ご了解いただければと存じます。

本日は、まず平成28年度下半期に発注いたしました工事についてご審議をいただき、その後、平成28年度下半期に談合情報処理を行いました工事またはその他の案件を審議していただく予定としてございます。ご審議いただく案件につきましては、28年度契約ということですので、全て制度改正前の事案ということでございます。委員の皆様方には、それぞれのご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただければと考えております。ぜひご協力をいただけると大変ありがたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、出席者、定足数の確認に入らせていただきます。本日もご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者については、お手元の資料1ページのとおりでございます。また、審議の内容につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただいております。

次に、定足数のご報告をいたします。当第二監視部会は、現在、4名の委員により構成されておりまして、審議の議決は、東京都入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は、4名の委員皆様が出席されておりますので、委員会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、有川部会長にお願いしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【五十嵐契約調整担当部長】 それでは、有川部会長、よろしくどうぞお願いいたします。

【有川部会長】 有川です。どうぞよろしくお願いいたします。初めてですので、いろいろ不慣れでご面倒をおかけするかと思いますけれども、皆様のご協力をいただいて、できるだけ限られた時間で効率的な審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【五十嵐契約調整担当部長】 それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議として、平成28年度下半期に発注した工事についてご審議いただきます。議案は5つでございます。

続きまして、要綱第2条第6号に基づく談合情報処理に係る審査として、平成28年度下半期に談合情報処理を行いました工事、またはその他の案件を審査していただきます。こちらの議案は1つとなっております。

資料の説明、続きまして、本日お手元に配付いたしました資料について確認させていただきます。

【吉川契約調整担当課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料でございますが、次第と書いてありますホチキスどめの縦の資料が1つございまして、そのほか定例審議の議案1から議案5及び談合情報処理審査の議案6が本日の資料ということでございます。このほか机上に、東京都契約関係規程集という白い分厚い冊子と、あと緑色の紙ファイルをご用意させていただいておりますが、その中に入札監視委員会の要綱・要領、また談合情報処理要綱の最新版を入れたものをご用意しておりますので、必要に応じ、ご参照いただければと考えております。

今申し上げました次第及び6つの議案、あと白い冊子及び緑のファイルが本日事務方のほうで用意した資料になりますが、不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の資料につきましては、委員の皆様限りでごらんいただくこととさせていただいております。本日、委員会終了後も、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

【五十嵐契約調整担当部長】 それでは、有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それでは、まずこのあと、審議を予定しております定例審議の事案につきまして、資料1はホチキスどめされている資料の一番最後のページになるかと思いますが、資料1に基づいて説明させていただきます。

1の(3)に書いてありますように、昨年8月31日に開催されました第1回入札監視委員会において、今年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、ここに書いてあります、ア、高額・低入札価格調査事案、イ、社会的注目事案、ウ、高落札率事案、エ、1者入札事案、オ、同一事業者による長期継続事業受注事案及び委員会あるいは部会が必要と認めた事案というふうに決定されました。

これを受けて、当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額事案については高い順に上位100件の中から抽出、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた事案の中から抽出、高落札率の事案については、落札率100%と99%台のそれぞれの範囲から、金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出すること。また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を決定することを、部会の第1回目である審議、書類の持ち回り会議の中で決めたところであります。

こうして最終的に決定した事案が、資料1に記載した事案となっておりますので、もう一度ご確認いただければと思います。これが1番から5番に書いてある事案になると思います。

それでは、よろしければこれに基づいて審議に入りたいと思います。審議につきましては、個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とすることといたしまして、後日、審議概要と議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定にしております。

では、大変恐縮ですが、取材等の方はご退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(記者等退室)

【有川部会長】 それでは、まず、議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

(建設局入室)

【猪又契約調整技術担当課長】 それでは、建設局様、よろしいでしょうか。私は、契約調整技術担当課長の猪又でございます。議案1の事業所管局である建設局の出席者のほうを紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【東山用度課長】 建設局総務部で用度課長をしております東山と申します。よろしくをお願いいたします。

【吉原改修課長】 同じく建設局河川部改修課長の吉原でございます。よろしくをお願いいたします。

【丸山改修課長代理】 同じく建設局河川部改修課課長代理の丸山でございます。よろしくをお願いいたします。

【猪又契約調整技術担当課長】 それでは、議案1のほうをごらんください。高額・低入札価格調査事案として抽出されました事案で、件名は環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事です。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、技術提案型総合評価方式の一般競争入札により契約を行ったものであり、希望者2者による入札の結果、調査基準価格を下回る入札であったため、落札の決定を保留し、調査を行った上で落札者を決定しております。落札率は91.2%となっております。

説明のほうは以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本事案について、質問、あるいは意見のある委員はお願いしたいと思います。

【志賀委員】 お先にどうぞ。

【飯塚委員】 それでは、私、飯塚と申します。よろしく申し上げます。

工事の概要のところ、時間100ミリの局地的集中豪雨というふうに書いてありますが、これ、100ミリで間違いはありませんか。

【吉原改修課長】 はい、間違いございません。

【飯塚委員】 70とかそんな数字を以前見た記憶があるのですが。

【吉原改修課長】 設計としては75ミリなのですけれども、ここで言う100ミリというのは、河川の流域全体に一様に雨が降って管に流出する場合を想定した75ミリというような数字でございます。この100ミリという数字でございますけれども、局所的かつ短時間の時間100ミリの降雨であれば、かなりの流出量が流域全体に一様に降った、時間75ミリ降雨よりも少ないということに起因するということで、100ミリにも対応

するというような数字の関係でございます。

【飯塚委員】 設計図書では、要するに設計上の要件としては75ミリで計算されているという理解でいいわけですね。

【吉原改修課長】 そのとおりでございます。

【飯塚委員】 それは大は小を兼ねると言えば、こういう設計75ミリでやったけれども、100ミリにも当然対応できるわけですが、しかし、それは一面の真理であって、設計上75ミリということになっている場合、それは何年確率で計算されたか知りませんが、50年とか相当長期間のスパンで考えた、この地域の最大降雨量が75ミリなのだということによって設計上決めたということであれば、それを施工の段階で100ミリにするというのは、あまり合理的ではないと思うのですが。

【吉原改修課長】 済みません、施工の段階で100ミリにはしてませんでして、あくまでも目標の数値が75ミリということになります。この75ミリの施設をつくったときにですけれども、この75ミリというのは、先ほどちょっと申しましたけれども、流域全体に75ミリが降った場合にも耐え得るということで、この75ミリを対応した場合に、ちょっと一例で申し上げますと、例えば平成17年に時間最大雨量124ミリ、神田川流域で降った事例がございますけれども、このときは、流域一様に124ミリ降ったわけではございませんでして、神田川流域の一部のエリアで時間最大124ミリが降っております。75ミリ、流域全体に整備ができた暁には、この平成17年の時間最大124ミリの小さなエリアに降った雨をもすくえるということの言い方になっておりまして、先ほど申しましたように、時間100ミリの降雨でも、局所的かつ短時間の集中豪雨であれば安全性を確保できるということでの目標になっているということでございます。

【飯塚委員】 これは総合評価方式でしたっけ。

【吉原改修課長】 そうです。

【飯塚委員】 そのときの業者に対する設計条件というのは75ミリになっているのですか、100ミリになっているのですか。

【吉原改修課長】 75ミリです。

【飯塚委員】 ですから、この75を100に変えたというのは、適正な手続のもとに設計水量の変更がされているのかどうか。いわゆる、そうですね。適正な手続で、今おっしゃっているように100ミリが必要なんだということであれば、設計図書の段階、設計条件を公に示す段階で75にしたものを、今度はそれを変更して100にしますと。こ

れこれの理由ですと。そして、75とか100というのは、いろんな計算式を経ての数量ですから、そういう計算式を示して設計するよう変更しますというふうにするべきだと思うのですが、いかがですか。

【吉原改修課長】 設計の目標水量というのは、今でも75ミリで設定しておりまして、業者に対して100ミリの設計水量を求めるものではありません。

【飯塚委員】 じゃあこの直径12.5メートルとか、これも時間雨量75ミリで計算されたものになっていると。

【吉原改修課長】 そのとおりでございます。

【飯塚委員】 そうだとしたら、この工事の概要、これは都民に対しても示しているものだと思いますが、そこで時間100ミリというふうを書くのは、逆に何を根拠に、この75を100に変えて示しているのですか。

【吉原改修課長】 変えたというものではなくて、75ミリを整備することによって、これは先ほど申しましたように、川の流域に様に75ミリの雨が降ったときに耐え得る施設でございまして、先ほど申したように平成17年に1時間124ミリのすごい局所的な雨でございましたけれども、そういった雨をもすくえるというような効果の一部をご説明した表現でございまして。

【飯塚委員】 ちょっと納得できませんね。

それではもう1点、この工事が非常に金額が大きくなったのも、距離が非常に長いということだと思いますが、中ほどに1.4キロメートル上がったところに中間立坑がありますので、そこで切るということも、そしてこれを2つの工事に分けるということも考えられると思うのですが、そういうことは検討されてませんか。

【吉原改修課長】 この5.4キロメートルの区間をシールドマシンで推進していくような内容でございます。本工事が構築する中間立坑につきましては、維持管理用の立坑でございまして、立坑からの連絡管より本区間と接続するというような構造になっております。このため、中間立坑がシールドマシンを推進させることに使おうとすると、立坑の構造を現設計よりも大きくする必要が懸念されるということ。それから、考えられる分割発注と申しましては、各立坑からシールドマシンで掘進しまして地中で接合することになるわけでございますけれども、その場合、シールドマシンを2機製作する必要がございまして、不経済になるというような状況がございました。このため、その条件はやめたということでございます。

【飯塚委員】 別に2つの業者にまたがったところで、シールドマシンは1機でも、A社とB社の契約の話ですので対応は可能だと思うのですが、その点は議論すると長くなりますので、ここまでにします。以上です。

【有川部会長】 どうぞ、志賀委員。

【志賀委員】 これ、契約金額が途中で変更になっておりまして、税金を引いても8,000万近い金額の変更なのですが、この変更理由を簡単にご説明いただけますか。

【丸山改修課長代理】 契約手続の途中で、労務費の単価の改定がございまして、特例措置ということで契約後に労務費の改定を反映させた契約変更をしております、その結果がこの8,500万円の増額変更ということになってございます。

【志賀委員】 そうすると、内容は労務費の変更だけということですか。

【丸山改修課長代理】 そうです。

【志賀委員】 わかりました。

【有川部会長】 お願いします。

【小池委員】 委員の小池です。よろしくお願いいいたします。本件について、低入札価格調査を行われておりますけれども、報告書の最後の部分に、「建設局としては今後の工事の実施に当たり、通常より監督体制を強化し」というようなことが書かれておりますけれども、具体的にどのようなことを行うご予定で、それに関して職員の方の負担というか、業務コストですね、それがどの程度になるというふうにお考えか、お聞かせください。

【丸山改修課長代理】 今回、低入札案件ということになりましたので、より一層現場の施工管理体制を強化していくという取り組みを行っていくことを考えてございます。具体的には、現場を監督する職員がおりますけれども、今現在は3人体制で行っております。これから工事がまた本格化していきますので、また30年度から1人職員のほう、監督員追加して、今度4人の体制で、工事監督のほうを行っていくようなことも考えてございます。

基本的には日々、毎日現場のほうの立ち会いも行うというような状況で、監督、施工管理をチェックしていくというようなことで考えております。

【小池委員】 そうしますと実際、通常よりということですので、通常だとそれほど職員の方の負担はないはずだということにもとれますが、今、3人体制で4月から4人とおっしゃいましたが、普通の低入札にかからないような、そこの部分に全く問題を感じないといった場合には何人体制で行うようなものなんでしょうか。

【丸山改修課長代理】 通常、我々が工事監督を行う場合は、1人の監督員が幾つもの工事現場を掛け持ちするような体制で、職員の人数もかなり限られておりますので、そういった体制をとっております。今回、こういう調節池の工事現場におきましては、工事専門の監督をする職員ということで職員を配置してございますので、それ以外の工事契約案件の現場を監督するというようなことはなく、この工事案件だけを監督するというような体制で、監督職員を配置し続けているという状況で、ほかの工事案件とはちょっと違った体制で、ちゃんと管理しているということが言えると思います。

【小池委員】 管理について、しっかり監督しているということは、しっかり理解いたしました。ただ、そういう職員の方の業務コストをかけてでも、この金額で引き受けるべきだったのかということについて、ご意見だけ聞かせていただけますか。

【有川部会長】 私のほうから、総合評価のやり方についてちょっと伺いたいのですが、手書きの43ページから。43ページの総合評価の方法のところの価格点の出し方、1の(4)のところにあります1-0.5というこのところ、事前にお話を伺った限りでは、0.5から1.0の幅で内部で当てはめるのだということなのですが、どの基準でそのことが書いてあるのかということと、その基準に基づいて、誰がこれを本件については0.5にするとか、あるいは0.55にするとか、1.0にするとかを決めるのかという。そして、決めたものを誰かほかの方が検証するような仕掛けになっているのかどうかというのを、1点目お伺いします。

それから、73ページから74ページにかけて言いますと、本件については、価格点だけで見ると、負けたほうの業者のほうが高い価格で入れているので、技術点で落札業者がそのところを引っくり返している形になっていますので、非常に重要なのは、技術点のつけ方。いつの段階で技術点をつけているのかということと、75ページに出てきております技術点の採点、多くの場合、ヘッドに技術点をつけるときのトップに、職制上の上の方がつくると、下の人たちはなかなかそこに対して反対しにくいところがあるので、この技術点を、誰がどういった形でつけているのかというやり方をちょっと教えていただきたいのですが。

【丸山改修課長代理】 今回の技術提案型総合評価方式におきます技術点のつけ方ということで、今回行いました進め方は、まず事務局のほうで、各請負者から出てきました技術提案書の中身を審査いたしました。中身について疑義等ある場合につきましては、ヒアリングも行って中身の確認を行っております。そうしたことを行いました上で、実施要領

に記載されている評価指標にのっとりまして、技術提案の採点を事務局のほうで案ということで採点してございます。それを今回の工事のために立ち上げました技術審査委員会のほうに諮りまして、中身の審査を委員の方に行っていただいているということで進めております。

【有川部会長】 先ほどちょっと先にお伺いしました0.5、これを α （アルファ）と呼ぶのか何かわかりませんが、この数値の入れ方によっては価格点が非常に動くので、この数値の決定の仕方もお伺いしたいのですが。

【猪又契約調整技術担当課長】 ちょっと私のほうから、財務局のほうでは、技術提案型の総合評価方式実施要綱の取り扱いというのを定めておりまして、その運用基準の中に、0.5の部分のところ、先生おっしゃったように価格点につきましては、 $1 - \alpha$ 掛ける予定価格分の入札価格掛ける満点の価格点ということで、ここで α というところを1から0.5まで設定することができるというのを、定めてございます。それは技術提案の寄与度を高めて、入札参加者の技術提案の意欲を高めるというような趣旨もございまして、この部分、価格点の減り方というか点数の差の開きというのが、実際に1を入れたときよりも半分になっているというような状態でございます。その取り扱いに基づきまして、事務所もしくは局のほうで、採用して決めているという形でございます。

【有川部会長】 あともう1点なのですけれども、また73から74ページに戻っていただきまして、価格点を知ってから技術点を配点すると、非常に不透明な、不公正なことが起こりかねないのですけれども、従来ですと入札の価格の札の開封というのは、当然技術点をつけてからの後だった、そういうふうな時系列になっていたと思うのですが、数年前から工事契約内訳書をあらかじめ提出させているので、工事契約内訳書のほうは封印されていないので、多くの機関があらかじめ入札の札をあける前に工事内訳書を見ている。そうすると、そのところの情報管理をしっかりしないと、価格を知った上で技術点をつける可能性が出てくるので、その辺の時系列と情報管理をどのようにやっているかを伺います。

【五十嵐契約調整担当部長】 実はこれ、今私ども制度改正して、事後公表でやっておりますが、この当時は東京都は事前公表で予定価格をもう最初に出しておりますので、そういった意味では、逆に言うと予定価格はもう発注の当初から、要するに技術提案する前から金額は事業者さんもわかっているという状況で行われているものになります。ですので、その価格の中でどういう提案をして、札を幾らで入れてくるかという形になりますの

で、国なんかは事後公表でやっているの、最後価格がわからない世界の話の中でいろいろやっているのですが、東京都のこの時期やっていた入札については、全て事前公表でやっておりますので、要するにそこで価格の秘匿とか云々というのはあまりないですね。

【有川部会長】　　ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、要は両者が同じ、予定価格と同額で入れていけば今のお話でいいのですけれども、これ、ちょっと予定価格より下、差があって、負けたほうの業者がより低い価格で入れてますので、これをあらかじめ工事内訳書で見えしまうと、今度は技術点のところでは勝たせたい業者のほうにいじる可能性があるの、その辺をどういう順番で工事内訳書をあけているのかということ、その片方の技術点をつける人たちにその情報が入らないように、どうやって情報管理しているかということです。

【五十嵐契約調整担当部長】　　局は工事内訳書は見えてないですね。ですので、技術提案のほうから先にあって、札をあけるのは技術提案書が全部出てきた後に、札をあけるといふか、業者さんが幾らで入れてきたかを電子入札のシステムの中であけるといふことになります。そのときに、業者は自分が何点の点数がついたかもわからない状況の中でやっていますので、その技術点の業者が漏れていけば、札を入れる金額が変わってくるのではないかと多分ご指摘……。

【有川部会長】　　まだ理解していただけてないので。今言われたように、札をあけるのは全て終わって最後のところの価格を見るのでしょけれど、工事内訳書を、札を入れた同時に、工事内訳書を出させて、札、開札前にも工事内訳書が見れるようになっていまして、この見るタイミングを間違えると、つまり、工事内訳書で各業者が入れた札の価格を察知してしまえば、今度は技術点のところでは意中の業者をそこでいじってやれてしまうので、要は工事内訳書を誰があけて、その情報をきちっと情報管理している。で、技術点をつける人たちがそれを知らないような仕組みで行っているかどうかを聞きたい。

【五十嵐契約調整担当部長】　　そうですね、そういう意味でいくと、工事内訳書は入札後、提出していただくので、価格の入札を入れた後に工事内訳書は初めて私ども入手しますので。

【有川部会長】　　すみません、まだわかっていただけない。開札より前に工事内訳書を今、国交省の通知で見れることになっていまして、開札、札をあける前に工事内訳書を見ているはずなので、それはとんでもない札を入れているのではないかとというような、いろいろチェックでやる必要があるという意味で。

【五十嵐契約調整担当部長】　　ちょっとその前提のところはもう違って、私ども事前に札をあける前に、工事内訳書は一切見ませんので。

【有川部会長】　　ああ、そうですか。

【五十嵐契約調整担当部長】　　ちょっと国とやり方が違うので、私どもの中では、工事内訳書は入札後でなければ一切もらいませんし、そもそも私ども手に入れませんので、業者が提出してくる工事内訳書については。

【有川部会長】　　でも今、入札適正化法で同時に提出することになりましたので。

【五十嵐契約調整担当部長】　　ですので、そこで電子調達の中で一緒に提出していただくことになるので。内訳書を見てどうこうというのは、もう何もできないですね。

【有川部会長】　　ですから、そのところを伺いたいのですが、工事内訳書は全く札をあけるまでは見れない状態になっているということによろしいのでしょうか。

【吉川契約調整担当課長】　　おっしゃるとおり、適化法に伴いまして、26年6月に改正されて、内訳書を全部出さないよというのは、先生おっしゃるとおりだと思うのですが、東京都においては、電子調達システムで入札する際に、その内訳もあわせてシステム上登録することになっておりますので、おっしゃった趣旨として、技術提案のときに、提案書と内訳書がセットにあるのでというような前提のもと、内訳書の金額がわかってしまう中で技術提案の審査があると、バイアスがかかってしまうおそれがあるのではないかと、ご趣旨かと思うのですが、時期的には技術提案の審査が先にあって、その後、価格の内訳も東京都においては見える形になっているので、その部分は先に価格の内訳を見ているというのは、本件についてもないですし、一般的なほかの案件でもないというご理解でよろしいかと思えます。

【有川部会長】　　ちょっと確認したいのは、非常に微妙な時間、つまり札を入れた後、技術提案をつける作業と、それから開札を前に工事内訳書を見る時間環境って非常に短い期間の間なのですけれども、その前後を間違えると、意中の業者を指名できたり、予定価格をいじったりすることが。今、予定価格を札を入れた後つくれという指示が出ているので。だから、そこは東京都がきちんとそういうふうの一つ一つ時系列を間違えないように進められているのか。今も微妙な言い方だったので。工事内訳書は、札をあける、開札するまでは一切誰も見てないのだということでしたら私も安心なのですが、やっぱりもし見るチャンスがあるのだとすると、技術提案の点数をつける前後できちんと情報管理しないといけないので、そのところは大丈夫でしょうか。

【吉川契約調整担当課長】 順番としては、技術提案型の総合評価で、まず希望のほうを業者さんから募って、提案書を出してもらおうというのが次のステップ。その提案書に係る審査のほうが行われて、その審査の技術提案の採否の通知ですとか入札参加の資格確認の結果を通知をした後に、入札のほうをしていただくという流れになっておりますので、有川先生がおっしゃられた、開札等が行われる前に、都のほうで内訳書を見ているか見ていないかということと言いますと、見ていないというのがお答えになるかと思います。

【有川部会長】 わかりました。国交省の通知は、国だけを制約するのではなくて、オール官公庁の工事に対して、工事内訳書をできるだけ早く、提出期限が過ぎたら速やかにあけて見なさいとなったものですから、非常にそっちこっちで問題が発生しているので。都はその心配はないという理解でよろしいですね。

【吉川契約調整担当課長】 はい。

【有川部会長】 すみません。ちょっと長い時間いただきましたけれども。おそらくこのやり方の総合評価はあまり件数が多くないので、ちょっとここが一番心配だったものから。

【吉川契約調整担当課長】 すみません、ありがとうございます。

【有川部会長】 すみません、ちょっと私のほうで時間をとってしまいましたけれども。

それでは、一番最初に飯塚委員からお話がありました、時間流量の100ミリに対応するという工事概要の記載の仕方と、これが都民に対するアピールだと思うのですが、実際この設計に当たっては、時間75ミリの設計で、そのアピールと、実務としては対応できる、整合性のある話なんだということなのですが、もうちょっと委員が納得できるように、資料等で補足を、説明してもらおうということでもよろしいでしょうか。もっと詰めたいですか。説明を受けて、それで大丈夫であればよろしいでしょうか。納得できればということですね、説明いただいて。

【飯塚委員】 これはほんとうに入り口の部分の、なおかつ大事な話なのですよね。冒頭おっしゃっていたように、100ミリ云々ということがほんとうに必要なのであれば、それは設計水量も100で計算しなければいけないので、12.5という内径は設計過小になっちゃいますし。それから、いや、そうじゃないんだと。75なんだということなのであれば、75で50年確率で計算しているのだから十分なんだということであれば、都民に対する公示は、ここ、100ミリと書いていますが、75に直さなければいけない。AかBかの話で、納得するしないというのはちょっと違うんです。

【五十嵐契約調整担当部長】 今回の入札監視委員会の世界の話で、例えば契約のやり方として、間違った表記を事業者さんにお示しした上で入札が行われたということではなくて、あくまで75ミリの設計で、75ミリの金額で業者さんには明確に説明して入らせていただいているということですので、入札の手続、契約の手続としては、私どもとしては誤解が生じているとか、どこかの業者だけがそのために有利になっているということは多分ないと思っております。

一方で、今、飯塚先生おっしゃっているように、都民に対して何か誤解を与えるような表現なのではないかみたいな感じのお話というふうに私のほうは認識しております。そのあたりについて、私どもとしては局地的に、河川十何キロあるうちの二、三キロのところまで100ミリ降ったとしても、ならしてみたら75ミリになりますよという意味ですので。ですので、表現の仕方として誤解を与えるような表現があれば、そういったところは今後直していく必要があると思いますが、ちょっとそのあたりについて、もっといい表現がないかどうかというのは今後の検討課題とさせていただきたいとは思いますが、少なくとも事業者さんに入札として設計図書をお示ししてやる分については、100ミリというような形で設計せよというようなところはどこにもございませんし、事業者さんも75ミリという形で入札に参加していただいているというふうに考えております。

【有川部会長】 それでは、大変時間をとってしまって恐縮だったのですけれども……。

【吉川契約調整担当課長】 部会長、すみません。先ほど小池先生から、最後に意見としてというような、感想というようなお話があった部分がございますので、よろしければ。

【有川部会長】 お願いします。

【丸山改修課長代理】 今回の工事で作られる調整池、貯留量68万トンという非常に膨大な川の水をためられる施設になります。この施設ができる効果というのは、非常に大きいものだと考えております。今回、低入札という結果に至りまして、現場体制のほうも強化して行って、施工を進めていくことになりますけれども、そういったことを踏まえましても、確実に工期内で終わらせるということを我々としては重視しておりまして、人員をしっかり張りつけて進めていくということが非常に重要なかなというふうに考えております。

【有川部会長】 それでは、議案1のまとめに入りたいと思いますけれども、今までの意見を踏まえますと、知事への意見の具申ということは選択肢としてはないと思いますので、残りは附帯事項なしで、このまま本件が適正に運用されているという結論にするか、

それとも附帯条項をつけるかどうかなんです、ほかの委員、どうでしょうか。よろしいでしょうか。私と飯塚委員がちょっといろいろ投げた意見があるので、その点について、ちょっと五十嵐部長からもご説明いただいたので、どちらかといえば時間流量の関係については、この工事概要についての記述が100ミリということが妥当なのかどうかというのを、さらに検証していただいて、説明を補足していただくということ。

それから、ちょっと私の質問に対しても、ちょっと必ずしも十分説明をいただけなかったところもあったものですから、総合評価のアルファの0.5とか1の間の数値を、どういう基準に基づいて誰が決定して、それを誰が検証しているのかということと、それから、先ほど技術提案の点数のつけ方を、事務局がつくって、それを技術審査委員で審議していただいているという話なのですけれども、要は誰が採点しているのかというのが一番ポイントなので、その技術審査の委員会のところで引っくり返っていれば、また先ほど私が言った、かなりヒエラルキーのもとで公正な委員をやるというのはなかなか悩ましいところがあるので、事務局のほうで技術点数のイニシアチブをとっているのだとすると、事務局の方がどういったやり方で点数をつけているのか。その辺のところを、技術提案型というのは数が少ないので、ぜひ今回については後刻説明していただくこととして、今後、審議をかけた場合については、技術提案型についてはその辺のところをもう少し丁寧な説明と資料をつけていただくという、そういう付帯条項つきで本件については了承したいと思うのですが、よろしいでしょうか。もう1点ありますか。

【志賀委員】 技術審査委員会というのは、当然学識経験者の方がいらっしゃるわけですよ。その学識経験者の、何か特別なご意見ですとかそういうものがあれば、拝見できるような機会があれば、より一層わかりやすいかなという気がするのですが。

【有川部会長】 今、志賀先生からつけ加わった意見も、済みません、先ほどのにつけていただきまして、技術提案型については、数も少ないこともありますので、ぜひ丁寧な資料をつけていただくということと、それから、今のは次回からの話ですけれども、今回についても、必ずしもそのところはまだはっきりしていませんので、その辺の資料についても飯塚委員への補足説明とあわせて、我々に説明していただきたいと思います。

それでは、今の附帯条件つきということで、本件については了承ということにしたいと思いますので、次に議案2に入っていただきたいと思います。担当の方、ありがとうございました。

(建設局退室)

(建設局入室)

【猪又契約調整技術担当課長】 よろしいでしょうか。それでは、議案2の事業所管局である建設局の出席者のほうを紹介させていただきます。自己紹介を、またお願いいたします。新しい方だけでお願いします。

【佐野副所長兼庶務課長】 建設局東京都第三建設事務所副所長兼庶務課長、佐野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【山崎補修課長】 同じく補修課長の山崎と申します。よろしくをお願いいたします。

【猪又契約調整技術担当課長】 それでは、議案2のほうをごらんください。社会的注目事案として抽出されました事案で、件名は路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)です。工事の概要の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、施工能力審査型総合評価方式の希望制指名競争入札により契約を行ったものであり、希望者8者のうち5者による入札の結果、落札率は92.97%となっております。

説明のほうは以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本事案について、質問や意見のある委員、お願いしたいと思います。

私のほうから、前からやっておられる委員の方はご存じのお話で大変恐縮なのですが、18ページの総合評価点の判定シートのところで、おそらくこの価格点のつけ方の算出基礎になっているのだと思いますけれども、上のほうの判例といたしますか、ある程度数値が入っている部分の下から2番目ですかね、入札書比較価格という金額と、これはおそらく一番高い札を入れた業者の金額がこの金額になっているのだらうと思いますが、そこから各者の価格点の出し方を教えていただきたいのですが。

【佐野副所長兼庶務課長】 お答えします。価格点につきましては、 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ 、こちらのほうで価格点を算出しております。

【有川部会長】 この入札書比較価格というのは、どういうふうな役割を果たすのでしょうか。

【建設局随員】 すみません、ご説明します。入札書比較価格をベースに、ほかのところを順番に点数を配分していくという意味合いになっているということでございます。

【有川部会長】 先ほど説明ありました、 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ の入札価格の算式では、この価格点にはならないように思うのですが、今言われた一番高い業者

の価格点から、どういうふうに配分しているということなのでしょう。

【建設局随行員】 すみません、先ほどのご説明で、100分のと申し上げましたが、申しわけございません、こちら、基準で115が点数になっておりますので、その計算式で計算した結果が、ここの判定シートに反映されているとなっております。

【有川部会長】 その計算だと、例えば4番の業者が0点にはならないと思うのですけれども。なるのかな。予定価格よりは低いのだから、0点になるわけではないな。どうして0点になるのですかね。

【建設局随行員】 これが一番基準なので、ここからスタートするということで0点に。

【吉川契約調整担当課長】 すみません、ちょっと補足でご説明なのですが、先ほど計算式、 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ というお話があったかと思います。予定価格と入札書比較価格の意味合いなのですけれども、予定価格のほうが税込の数字で、入札書比較価格のほうが税抜の数字になります。総合評価点判定シートの下のほうの各業者さんが入れた入札価格の数字自体が税抜の数字になります。ですので、例えば4番の株式会社圏央さんにつきましては、入札書比較価格と入札価格がイコールになっているかと思えます。1億8,124万9,000円。

【有川部会長】 いや、私もちょっとそこのところが気がつかなくて。ということは、予定価格ということなのですね。

【吉川契約調整担当課長】 そういことです。

【有川部会長】 4番の会社だけが、何と端数まで非常にどんぴしゃ当てたということになる。

【吉川契約調整担当課長】 これが事前公表になっていた予定価格と出てきたので、ここは価格点がゼロに。

【有川部会長】 そういことなのですか。わかりました。ありがとうございます。

———（非公表部分）———

【有川部会長】 お願いします。

【小池委員】 こちらの工事に関して、施工困難のため、現場専任の技術者を配置するというような注意書きをされているかと思うのですけれども、この入札の方式だと、それに対して具体的にこういう施工困難があるということを明示して、それに対してこういうことをやりますということは、特に入札のときには判断資料として、この方法だと挙がってこないのかなと思うのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【山崎補修課長】 施工困難の具体的な内容でしょうか。

【小池委員】 そうです。入札の前に、業者さんに対して困難であるということが、どのように明示されていたのかということと、それに対して業者さんは何か返答をするような機会があったのかということをお聞かせいただけますか。

【山崎補修課長】 基本的にはこの工事につきましては、希望申請理由のところ、4ページ4番のところ、この工事については、施工が点在する工事であります。

【佐野副所長兼庶務課長】 4ページのところの希望申請要件の4にありますように、本工事についてはというところで、「施工が点在する工事であり」と、こういったところを要件として載せさせていただいて、こちらのほうで基本的に判断をしていただくということになります。その上で、質問等があればということになります。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、すみません、時間が押していて大変恐縮ですけれども、議案2についてのまどめに入りたいと思います。これまでの審議では、意見の具申には該当しないと思いますので、附帯事項をつけるかどうかということになるかと思いますが、特によろしいでしょうか。

私、ちょっと附帯事項ではないですけど、要望を。

せっかく社会的に注目事案ということでありますので、17ページの入札経過調書を見て、——（非公表部分）——工事内訳書で、——（非公表部分）——積算しているかどうかは検証しておいていただきたいという、そういう要望をお伝えして、本件については特によろしいですか。

——（非公表部分）——

【飯塚委員】 わかりました。あと、先ほど有川先生から、18ページのこと、価格点や技術点の質問がありましたが、総合評価といってもいろいろな種類がありますので、これはこれから結構ですが、ぜひその工事の実施要領、要綱？ あれをつけていただければ、この価格点の計算式、技術点の表がわかると思いますので、よろしくお願いします。

【有川部会長】 じゃあ、先ほど私がお願いした要望、今、飯塚委員から出た要望を実現していただくということで、本件については附帯事項なしで了承したいと思います。よろしいですか。では、ありがとうございました。

（建設局退室）

【有川部会長】 それでは、3番目の議案に入りたいと思います。よろしくお願いま

す。

【吉川契約調整担当課長】　　ちょっとまた入れかえがありますので、少々お待ちください。

(建設局入室)

【吉川契約調整担当課長】　　それでは、皆さんおそろいでしょうか。それでは、議案3の事業所管局である建設局さんの出席者を紹介させていただきます。それでは、自己紹介でお願いしたいのですが、この議案の段階で入っていただいた方から自己紹介のほうをお願いいたします。

【小池副所長兼工事課長】　　第六建設事務所副所長兼工事課長の小池でございます。よろしくをお願いいたします。

【関庶務課長】　　同じく建設局第六建設事務所庶務課長の関でございます。よろしくをお願いいたします。

【吉川契約調整担当課長】　　それでは、資料、議案3をごらんください。こちらの案件、高落札事案として抽出されました事案でございまして、件名は街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3（28六-補73赤羽西）でございます。工事の概要につきましては、1枚おめくりいただいて1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、不調による再発注案件でございまして、施工能力審査型総合評価方式の希望制指名競争入札により契約を行ったものでございまして、希望者8者のうち1者による入札の結果、落札率は100%となっております。

ご説明は以上でございます。

【有川部会長】　　ありがとうございました。それでは、質問、意見がありましたら、各委員よろしくをお願いいたします。どうぞ、小池委員。

【小池委員】　　2回不調になって3回目ということだったのですがけれども、最終的に1者しか入札してこなかったという事実がありますよね。――（非公表部分）――多くの方が辞退してしまって、――（非公表部分）――100%で落札したということについて、まずはご意見を、この経緯というか。しかもこの第3回の結構予定価格も、第1回、第2回もそう変わらないですけれども、第3回はかなり金額も変わっておりますので、そのあたりについて、まずご説明をお願いしたいと思います。

【小池副所長兼工事課長】　　まず予定価格を上げた件ですがけれども、やはり不調が続きますして、現場で非常にここは赤羽駅が近い関係で、非常に施工環境が厳しいというところ

で、現場打ちのコンクリートを使わないで二次製品を使うですとか、あと現場も路盤先行といいまして、施工も非常にやりやすいやり方に変えたりとかして、当然その分工事費は上がったのですけれども、そういったところで受注しやすいように我々も工夫して発注につなげたというところで、落札につながったのではないかと考えています。

ただ、委員がおっしゃったような、1者入札についてどこがというのは、我々正直言って今回結果だと思っていますので、——（非公表部分）——

【有川部会長】 先ほどの小池委員の質問とかぶるといいますか、重なるところがあるのですけれども、今回、事前説明をいただいたときに、本件が3度目の入札公告に伴う入札結果だということで、やはり1回目、2回目がどういう経緯でやったのかというと、1回目、2回目、そして今回落札するまでに予定価格をこれだけ上げていったのは、どこをいじったのかということがやっぱりわからないと審議できないので、今回はこうやって補足資料として議場配付していただいていますけれども、これは当然のように不調になったやつと、最終的に落ちるまでに至った、予定価格これだけ上げていった、国と違うと言われるかもしれませんが、国の場合ですと、予定価格をこうやって不調の後上げるためには、相当合理的な理由がないと上げられないので、なぜ上げたのかということを中心に資料で説明してもらわないと、落札させるために上げたのかという、そういう疑念も持たれますし。

またもう一つ、ちょっとこれは質問になるのですけれども、これだけ希望が出ているのに、1つの会社以外みんな辞退して引いていくというのは、希望する段階では、予定価格は全く察知できないのか。とりわけ3回目は、こんなに予定価格を上げているのに、それでも予定価格を知らないまま、みんな希望の手を挙げているのでしょうかということを伺いたいのですが。

【小池副所長兼工事課長】 これ、去年の話ですので、予定価格は公表しております。ですので、予定価格を見て、現場を見ながら、それで希望を出していただいています。ただその段階で、1回目は今、9月で、2回目が11月というところで、——（非公表部分）—— 3月に3回目をやったのですが、3月ですと、大体工事の中で2月とか1月工期というのがありますので、——（非公表部分）——

【有川部会長】 これもすみません、制度的な話で恐縮なのですが、希望して、そして辞退した。札入れのときに辞退した場合は、辞退理由をきちんとヒアリングされるのでしょうか。任意指名の場合でしたら、勝手に指名されたということはあるのでしょうか。

けれども、自分たちで希望しておきながら札を入れないという人たちには、やっぱりある程度丁寧に質問に対して回答する義務があるように思うのですが、どうなのでしょう。

【関庶務課長】 辞退者が多くて不調になったような場合、それから、不調の案件が続いたような場合については、できるだけ聴取はさせていただいています。——（非公表部分）——

【有川部会長】 それでは、全てお願いしますというわけではないのですが、この議場配付されたやつも当初からの資料に入れてもらいたいですし、辞退がこれだけ多い場合について、希望して指名にあったのかという指標と、そういった人に対してヒアリングをしたかどうか。辞退理由をヒアリングしたら、それについてどういう理由だったのかというのも一緒にくっつけて資料として添付してもらおうと、一連の入札経過が妥当かどうかを検証できるなどと思いますので、予定価格の変遷もあわせて、今後お願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは、今私のほうからお願いしたやつを附帯事項つきということで、本件についても可能な範囲でご説明いただけるのであれば説明していただきたいんですが、今後こういった関係については、今お願いしたものを資料として添付し、説明していただくということで、本件については了としたいと思います。どうもありがとうございました。

（建設局退室）

【有川部会長】 それでは、議案4をお願いしたいと思います。

【吉川契約調整担当課長】 次もちょっと入れかわりがありますので、少々お待ちください。

（建設局入室）

【吉川契約調整担当課長】 では、続きまして、議案4の事業所管局である建設局の出席者の方をご紹介します。ただいま入室された方、恐縮ですが、自己紹介のほうお願いいたします。

【中尾工事課長】 西部公園緑地事務所工事課長、中尾でございます。よろしく願いいたします。

【櫻井経理担当課長代理】 同じく西部公園緑地事務所庶務課経理担当課長代理の櫻井と申します。よろしく願いいたします。

【吉川契約調整担当課長】 それでは、資料、議案4をごらんください。こちらの案件、

1者入札事案として抽出されました事案でございます、件名が、井の頭恩賜公園西園園地整備工事でございます。工事の概要につきましては、1枚おめくりいただきましたA3判の資料のとおりでございます。

本件は、希望制指名競争入札により契約を行ったものであり、希望者21者から10者指名し、うち1者による応札の結果、落札率は99.9%となっております。

説明については以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、質問、意見がありましたら、各委員お願いいたします。

この入札経過調書の見方なのですから、12ページの、これ、緑峰（りょくほう）と言えいいんですかね。落札業者以外はほとんどの業者が辞退で、1者だけ最後の業者が不参となっているのですが、この辞退と不参の違いはどのようなふうなことでしょう。

【吉川契約調整担当課長】 こちらは制度的なお話なので、私どものほうからご説明させていただきますが、要は両方とも「入札に参加していない」ということなのですから、辞退については辞退届が出ていると。不参については、そうしたものが無い形で入ってきて、いないという違いという理解でよろしいかと思えます。

【有川部会長】 手続上の違いということで、実質的には違いはないということなのですか。

【吉川契約調整担当課長】 実質には違いは。

【有川部会長】 ヒアリングするとすれば、差はないということですね。辞退しようが不参しようが、もともと全部希望している中から絞って指名しているので、ヒアリングする対象には同じようになるということですね。

【吉川契約調整担当課長】 そうですね、実質的な違いはありませんが、全ての案件について、先ほどのお話でも不調があった場合とかヒアリングとかをする場合もあるというご説明もあったかと思いますが、全て逐一全部やるというのを義務づけているわけではありませんが、そういった違いはないというのはおっしゃるとおりかと思えます。

【有川部会長】 ちょっともう1点、私からすみません、先にお伺いしますと、10ページからいかせていただきますと、本件工事について21の業者が希望したと。精査したところ、2者が特定建設業でないということで、19者が指名の対象業者なのだけど、そこから10者に絞った。そして、絞った10者でいざ札を入れてもらったら、1者しか札を入れてくれなかったというのですけれども、まず19者を適切に絞らないと、ほんとう

だったら札を入れてくれる可能性のある人を指名のところで外している可能性もあるので、その心配がないかどうか、そのところでこの10者を絞ったところの、とりわけ指名の判断事項というところの(1)局等における指名及び受注の状況、5者というのは、どういう基準で選ぶのでしょうか。

【櫻井経理担当課長代理】 指名基準に従いまして、まず指名業者数は10者として指名しております。その中で、まず優先指名権を持っている会社が5者おりました。それは指名の判断事項の下の優先指名という欄になるのですけれども、こちらで一般土木について優先指名権を持っている者が5者おまして、それは優先指名権、5者全員をまず優先指名ということで指名すると、10者のうち残りの5者につきましては、局等における指名及び受注の状況でございますけれども、建設局において一般土木の契約実績があり、成績が良好な者ということで5者を選定しております。

【有川部会長】 優先指名と今の成績が優秀な者というのはどう違うのでしょうか。

【櫻井経理担当課長代理】 優先指名につきましては、工事成績75点以上の成績を持つ者が、優先指名権として財務局のほうから指定をされるわけでございます。そこには満たないですけれども、成績が比較的希望業者の中で良好な者を5者選定しているということでございます。

【有川部会長】 そうすると、19マイナス優先指名5の、残りの14者の成績点をずっと並べて、上から5者をとったという理解でよろしいですか。

【櫻井経理担当課長代理】 中には建設局の契約実績がないところですか、一般土木の契約実績がないところもございます。建設局での一般土木の実績のある中から、70点以上の成績になるというところを並べて、その5者を選んだということでございます。

【有川部会長】 並べてというのは、上から恣意的な要素は一切入らず、客観的に決まるという理解でよろしいのですか。恣意的という言い方は悪いけれども、とにかく上から、今言われたように、都の土木工事等の実績がある業者をずらっと並べて、75点未満でも、そこから上位5者を選んだという、その理解でよろしいのでしょうか。ちょっとそういうのを客観的に選んでいるのだということがわかるといいのですが、何か局等における指名及び受注の状況と言われると、かなり局の判断が入るなというので、嫌な項目に読めるのですけれども、そのところは誰が選んでも同じ結果になるという理解でよろしいのですか。

【櫻井経理担当課長代理】 そうですね、基本的にはそうです。

【有川部会長】　じゃあもう一つお伺いするのですけれども、都の工事の実績がないと、永久に参加できないということなのですか。

【櫻井経理担当課長代理】　希望によりますね。希望の状況によります。希望業者の中からあくまでも選定することになりますので、希望業者の中で契約実績を持っている者が非常に少ない場合等につきましては、実績がないけれども希望している業者を排除して、ほかの会社を任意で指名するのではなくて、あくまでも希望された業者の中から指名するというところでございます。ですから、その場合には、契約実績のないところについても指名の対象となります。

【有川部会長】　すみません、私ばかり聞いて申しわけないのですが、そうすると、もし私が都の工事の受注実績がない業者だとすると、不人気の——不人気と言ったら言い過ぎかな、あまり競合しないであろうという工事から、まず入り込むしかないという、そういう理解でよろしいわけですね。ぶっちゃけた話、そういうことになりますね。

【櫻井経理担当課長代理】　人気のない、希望の少ない工事の場合については、実績のない会社の方も指名に入る可能性はあります。

【有川部会長】　まずそこで実績をつくりなさいということなのですね。

すみません、ほかの委員。申しわけないです。

【飯塚委員】　ちょっと先ほどの1つ前と絡むのですが、辞退届、辞退があったときにヒアリングをすると、前の事案のときに言われたけれども、それはヒアリングをすることもあるというだけであって、これだけたくさんの契約があり、なおかつ辞退が非常に多い中で、一々ヒアリングをすることは事実上はむしろない。よほど特別な場合にヒアリングをするというふうに、前の事案のときにお答えになるべきだったのではないのですか。

【吉川契約調整担当課長】　そういう意味で言いますと、辞退理由については、先ほど不参と辞退の違いは何だというお話がありましたけれども、辞退は辞退届が出てくるというのは先ほど申し上げたとおりなのですが、そのときに、システムを通じて辞退を届け出るわけですが、辞退理由を書き込めるような形になっているというところでございます。ですので、会社さんによってはそこが空欄というか、未入力が出てくる場合もありますし、
——（非公表部分）——

ヒアリングはじゃあそんなに積極的にやっているのかといいますと、ヒアリングやる場合もありますというのは、先ほど今、飯塚委員おっしゃったとおりで、全部が全部やっているわけではなくて、どちらかというと不調が続いているような案件ですとか、どこがな

かなか不人気なのかというよりどこを探る際に聞くようなケースもあるというご理解でよろしいかと思います。

【東山用度課長】 申しわけございません。建設局において、ちょっと誤解を招くような表現があったかもしれませんが、やはり不調になって、契約案件が成立しなかったという場合に、ヒアリングを基本的には行うようにという形で、局の中のルールとして決めているところでございます。全て辞退とか出た場合に、ヒアリングをするというふうには、もし誤解を招くような表現があったとしましたら、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

【飯塚委員】 それと、2ページのこの事案の場合の受付等級はB、C、Dというふうになっているのですが、B、C、Dとしておきながら、先ほどのご回答を聞いていくと、結局Bになってしまうのではないかなという気がするのですが、違いますか。

【櫻井経理担当課長代理】 すみません、当該等級であればCランクを基本として、その半数を超えない範囲において直近上位または直近下位の業者を指名できることになっておりまして、本件においては直近上位の業者のほうを指名しております。

【飯塚委員】 はい。

【有川部会長】 どうぞ、小池委員。

【小池委員】 先ほどの質問に少し教えていただきたいのですが、辞退届を出すときに、システム的に理由を書き込めるのだけれども、書き込まなくてもよいということなのですが、これを必ず書き込むというふうにしていないのは何か理由があるのでしょうか。

【五十嵐契約調整担当部長】 これは国も他県も同じだと思うのですが、入札参加の心得というものは、国も東京都も他の自治体もつくっていると思いますが、入札参加に当たっては、入札までの間に理由の如何を問わず辞退することが可能というふうな取り扱いになっておりますので、理由の如何を問わずというふうに書いてあるので、理由を書きなさいと強制するのは、ちょっとそこの心得とはまたちょっと違った取り扱いになるということもあります。ただ、基本的には、できれば書いてほしいということで書いていただいておりますので、全く誰も書いてこないというよりは、半分ぐらいの人たちは書いてくるみたいなの、そんなような感じだと思います。案件にもよりますし、いろいろあるとは思いますが、基本的には発注者と受注者は対等の立場でこれをやっておりますので、発注者のほうが、おまえ、希望してきたのに何でなんだというのは、これはちょっと、特に東

京都みたいな大きな発注者になりますと、受注者に対する圧力にもなりますので。ですので、そういった点からも、理由の如何を問わず、辞退は自由にできますというふうになっていますので、そこについてもあえて強制的には書かなくていいという取り扱いにしております。

【小池委員】 わかりました。半数ぐらいの方が書いてくださっているということでしたら……。

【五十嵐契約調整担当部長】 統計とっていませんので、大体目分量みたいな話なので。

【小池委員】 はい。こういった資料を用意していただくときに、その理由を書いてある方だけでも書いていただくと、こちらとしてもわかりやすいかなと思いますので、要望として発言させていただきます。

【志賀委員】 すみません、この工事も金額が変更されていて、事前のご説明のときに、面積と仕様が変わったのでというご説明をいただいているのですが、こういうことはわりと頻繁に起こることなのですか。

【中尾工事課長】 公園の工事で、園路の舗装などをしていきますときに、やはり現場に入ってみますと樹木が邪魔になったりして、少し園路の線形を変えたりしますので、数量の変更などは時々起こることがございます。

【有川部会長】 時間の関係でまとめに入りたいと思うのですけれども、ちょっと私も自分でまとめておいて、最終的ではないのですけれども、その議案ごとにまとめたつもりだったのですが、これに似ていたのが議案の3、先ほど他の委員から指摘がありましたように、議案3と同じように辞退がかなりあったのですけれども、議案3については附帯事項なしでお願いしたのでしたかね。

【猪又契約調整技術担当課長】 附帯事項として、予定価格を上げた経緯ですとか、辞退理由の……。

【有川部会長】 議案2がなしで、議案3についてはお願いしたのですね、附帯事項。

【猪又契約調整技術担当課長】 はい。

【有川部会長】 そうすると、そういう意味合いでは、議案3と同じ事態というか状況に見えているので、同じ点については、この議案4についてもお願いするということで。

【猪又契約調整技術担当課長】 はい。

【有川部会長】 それから、先ほど小池委員からもお話がありましたけれども、辞退理由が書いてあるものについては、まず速やかに今度出てくる資料については、きちんとそ

それは資料として添付していただきたいというのがあるのですが、本件のように、希望しても排除されているケースにおいては、相当希望しておきながら最終的に、つまり、希望の中から選抜されておきながら、辞退は自由だという形で、自由に辞退させているという。それはペナルティーを科せという意味ではないのですけれども、そのこのところの原因分析をきちんとやらないと、希望しながら排除された業者に対して、やっぱり説明がつかないような気がするのです。

これは1者入札なのでとりわけなのですけれども、国の場合と比較して恐縮なのですが、国とか独法なんかは、今行われているのは、入札説明書を取りに来ても、それ以後動きがないとか、あるいは取りに来た上、入札説明会に来たけれども、入札には参加しなかった。もちろん入札に参加するときに辞退したということについては、全部強制ではないのですが、アンケート調査をしたり、ヒアリングをかけて、何で1者なのだと。場合によったら、裏で談合されている可能性もあるので、そういったことも絶対ないように、1者入札については、とりわけ強制ではない形で、できる限り協力してもらってヒアリングをしているので、この辞退理由を書いてもらった方について、資料としてつけてもらうだけではなくて、1者入札のケースについては、できる限りヒアリングを行っていただきたい。

前から言っていて、1者入札のヒアリングの仕方、原因分析の仕方が難しいと言われてはいますけれども、少なくともこのような辞退をしている方たちが相当ある場合は、そのうちとりわけ入り口のところの希望で一定の者を排除しているようなケースについては、そういったことも説明しながら、できる限り辞退した者に対して、なぜ辞退したのかというのをヒアリングして、それらも資料としてつけていただくとありがたいのですが。

以上のような附帯事項つきで、本件については了としたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

ちょっと時間が押してきて大変申しわけないのでありますけれども、それでは、ここで予定では10分なのですが、ちょっと節約して七、八分の休憩ということで、休憩した後、議案の5に入りたいと思います。それでは、20分よりちょい前ぐらいから始めたいと思います。済みません、大変休憩時間短くて恐縮なのですが。

(建設局退室)

(休 憩)

(下水道局入室)

【有川部会長】 それでは、ちょっと早いですけれども、申しわけありません。第5の

議案に入らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【吉川契約調整担当課長】 それでは、まず議案5の事業所管局である下水道局の出席者の方をご紹介させていただきます。それでは、大変恐縮ですが、自己紹介をお願いいたします。

【中野契約課長】 下水道局経理部契約課長の中野と申します。よろしくお願いたします。

【川村施設保全課長】 同じく施設管理部施設保全課長の川村でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤芝浦水再生センター長】 芝浦水再生センター、センター長、佐藤でございます。よろしくお願いたします。

【吉川契約調整担当課長】 それでは、資料、議案5をごらんください。こちらの案件、同一事業者による長期継続受注事案として抽出された事案でございます。件名は芝浦水再生センターほか1カ所監視制御設備改良工事でございます。工事の概要につきましては、1ページおめくりいただいて、A3判の資料のとおりでございます。

本件は、随意契約により契約を行ったものであり、採用者は平成27年度、26年度において同じ工事を受注した者となっております。

説明については以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、質問、意見がありましたら、委員のほうでよろしくお願いたします。

【飯塚委員】 下水道局で水再生センターというのは、全部で何カ所ありますか。

【川村施設保全課長】 13カ所ございます。

【飯塚委員】 それで、この随契の理由からすると、監視制御コントローラーというのが製造会社固有の技術云々と書いてありますが、そうするとほかの12の、要するにほかの水再生センターの同種工事も、全て随契になるのですか。

【川村施設保全課長】 はい、随契で行っております。

【飯塚委員】 全部で13、その13の水再生センターの随契の対象の業者は何者ですか。

【川村施設保全課長】 全部で5者になります。

【飯塚委員】 5者をA B C Dというふうにすれば、それぞれ水再生センターは幾つつですか。

【川村施設保全課長】 多いところで5機場、少ないところでは1機場という形になります。

【飯塚委員】 もう少し細かく言うと？

【川村施設保全課長】 5機場、4機場、2機場、1機場、1機場です。

【飯塚委員】 5、4、2、1、1ですか。

【川村施設保全課長】 はい。

【飯塚委員】 メタウォーターは、そのうちのどれですか。

【川村施設保全課長】 1機場になっております。

【飯塚委員】 この随契の理由として、製造会社固有の技術と高度な知識が必要だということですが、同業他社がそれだけあるということであれば、同業他社の間において、メーカーをまたいだ契約ができないということの理由づけを書かないと、この理由づけだけでは不十分だと思うのですね。今、エレベーターなんかだってみんなそうじゃないですか。具体名は言いませんが、何とか社で契約はしているけれども、何とか社も指名するとかね。できるだけ業者数を増やすという意味で、そういう努力をするわけなのですが、本件については1対1の対応を旧態依然として認めているような感じがしますので、もしもそうでないのであれば、ちゃんと他社の補完ができないのだという技術的な理由、それをお書きいただかないといけなかったのではないかなと思います。いかがですか。

【中野契約課長】 そうですね、本件につきましては、設備がハードウェアとかソフトウェアともに製造メーカー独自の技術で設計、製造されておまして、そういったのは代替が効かない部分がございますので、そこにつきましては、今後、特命理由の中に盛り込むことを検討してまいりたいと思っております。

【飯塚委員】 代替が効かないということが1つのポイントなのであって、何をもって効かないという判断をしたのかが、結論の部分だけでなく、その理由づけが大事だろうと思うのですね。ぜひよろしくをお願いします。

【中野契約課長】 はい、わかりました。

【有川部会長】 どうぞ、お願いします。

【小池委員】 こちらの工事、今、委員からお話があったように、代替が効かないということですがけれども、それはやはり最初に本体を発注するときから、それが予見できていたのか。発注したときには、後々はメンテナンスについては競合できるだろうと思っていたのに、この結果になってしまっているのか、それとも初めからこういうふうになるとい

うことは予見できていたのか。予見できていたなら、それなのになぜそれを発注したのかというような、今となってはもうこの業者にお任せするしかないという状態なのかもしれないですけども、そもそもなぜそうなったのかというところをお聞かせいただけますか。

【川村施設保全課長】 やはり各機場ごとに、この設備をつくるに当たりましては、メーカー固有の技術でつくられておりますので、それにつきましては代替できないということで、その後も随意契約で行うという形で、予見という形では、そういう意味では予見できていたものでございます。

【小池委員】 そうですね、そうなってくると、この案件というわけではないですけども、最初に導入するときに、より慎重な審議が必要だったかなと思うのですけれども、そのあたりはしっかりなされているというご判断ということでしょうか。

【川村施設保全課長】 最初の導入のときには競争入札で行いまして、どこの会社でもとれるような形で競争を行っております。

【志賀委員】 そうしますと、新規にまた新しく業者が参入するということを想定しますと、新しいどこかで工事がないと、いわゆる設置工事ですね。新しく何かを設置するという工事がないと、新規の業者の参入というのは難しいということですよ。

【川村施設保全課長】 はい、そうですね。こちらの機械は概ね大体20年程度使いますので、その間はどうしても製造会社に改造ですか、改良工事をお願いすることとなります。

【有川部会長】 関連した質問になるのですが、冒頭説明がありました、26、27年度においても同じ工事をこの業者が受注しているというのですが、それより前はどうかやっていたのでしょうか。

【中野契約課長】 どうもすみません。過去、23年から随意契約を行っておりまして、相手方はメタウォーターということなのですが、それぞれ別の設備の整備に伴いまして、監視制御をいじるといったような工事になっておりまして、それぞれ散気設備とかポンプとか加給水とかさまざまな設備がございますけれども、それぞれを更新する際に監視制御設備をそれに対応するように手を入れるといったような特命随契を、23年以降、24年、25年、26年、27年、28年と行ってきてございます。

【有川部会長】 確認ですけども、最初からこの監視制御設備を設置したときから、メタウォーターがずっと改良工事をやっているという理解でよろしいのですか。

【川村施設保全課長】 はい。メタウォーターさんがこの機械をつくりまして、対象と

なる工事が、機械設備、電気設備が、それぞれこの機場には150ほどあるのですが、そういうものが改造ないし改良工事するために、この監視制御装置も改良しなければならないということで、このメーカーにお願いしなければならないということで、メタウォーターさんにずっとやっていただいております。

【有川部会長】 先ほど飯塚委員さんからもお話がありましたけれども、13センター全体に共通する話なのですが、一番最初にこの監視制御設備を設置するときに、設置の技術競争だけではなくて、以後改良工事も全て設置した業者をお願いしますよということを、競争のときにちゃんとうたっているのですかね。

【川村施設保全課長】 そういうふうなことは特別にはうたってはございませんが、やはり銀行のオンラインシステムでもそうですが、やっぱり設置業者がその後もどうしても改良せざるを得ないというのは、相手方は了解していたと思います。

【有川部会長】 表向き外には示していないけれども、当然阿吽の呼吸でそういうふうな形で業者が入ってきていると。継続してみんな受け取っているということなのですかね。

【川村施設保全課長】 確実とは言えませんが、我々がどうしても改良をお願いするには、その会社にせざるを得ないという部分は出てくると思います。

【有川部会長】 先ほど来、飯塚委員、各委員から意見がありましたように、随契の理由として、このままですとなかなか理解してもらえそうもないので、随契理由のところを直さなきゃいけないというのは、すぐやってもらいたいところなのですけれども。ほんとうにこの者しかできないのかどうかというのは、やっぱりこの委員会だけではなくて、誰の目にも明らかにチェックできるように、通常今、国とか独法は全て随契理由を開示することになっているのですけれども、東京都の場合は随意契約の理由というのは、外からはわからないようになっているのでしょうか。

【中野契約課長】 外部に対しましては、先ほどの特命理由の内容のみを公表している形となっております。

【有川部会長】 ここに書いてある理由は開示してあるということですか。

【中野契約課長】 開示してございます。

【有川部会長】 そうすると、各委員から出た、これだとやはりなかなか理由として十分ではない、舌足らずなので、きちんとそこところは書いてくださいということは非常に意味があることなので、それも外に開示されるということなのですか。じゃ、そこところはぜひ直していただければと思います。

それからもう1点、私からは、同一者からずっと、ほかにも応用動作は必要なのですけれども、13センターに限って話をすると、この改良工事は、設置した業者しかやれないということであれば、20年耐用年数があるようなお話だったので、ずっと特別随契が続くということであれば、適切な契約価格にするために、契約の相手方の履行の実態というのを適切に把握しておく必要があるのですけれども、そういったものはやっておられますでしょうか。

【中野契約課長】 工事に関しましては成績評定というのを行ってございまして、それが当然適正であることが前提になるかと思われまます。

【有川部会長】 聞き方悪かったですけれども、出来高とかそういうものはおっしゃるとおりきっちり精査されていると思うのですけれども、それにかかるコストというのは、ほんとうに今やっている契約価格でいいのだろうか。場合によったら習熟に伴う低廉もあると考えられますので、そういったところの検証というのはやられているのでしょうか。

【中野契約課長】 そうですね、積算に当たりましては、機器費の見積もり内訳をもらってございまして、都の標準単価とか、専門メーカーからの見積もりや、過去の同種の見積もり実績と比較精査するなどをしまして、適正な価格設定を行っていると思っております。

【有川部会長】 本件だけではなくて一般的な話なのですけれども、随契理由をきちんと開示して、透明性を高めるのとあわせて、随契をずっと続けるのであれば、その価格が妥当なのかどうか。あと、ずっと経済状況とかいろいろなもの、あるいは習熟度によって、同じ価格で続くということは普通あり得ないので、どのぐらいのコストになっているかということは、可能な限り調査して検証して行って、契約金額の低廉化を図るということが必要なのだらうと思っておりますので、ぜひそういったところも要望として申し上げておきたいと思っております。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【志賀委員】 一般論なのですけれども、例えば今後20年、いろいろな形で起こり得る工事も全部ここでやりますよということになると、普通当初の一番最初の設置工事費用にそういうものが反映されるというのが、民間だとちょっと考えられる話なのですが、そういうことは反映されているのでしょうか。

【中野契約課長】 どの機器を更新するかとか、そういったものは最初の時点ではまだ全部決まっていない部分もございまして、そういった意味では最初に全部反映しきれな

いといったようなのは、現状としてあるかと思っております。

【有川部会長】 それならおっしゃるとおり、一層途中以降の価格の検証というのは重要になる。当初見積もれないのでしたら、一層重要になってくると思いますので。

【飯塚委員】 全く同意見で、例えばコンピューターなんかを入れるときに、最初安くして、その後ずっと高値で元以上のものを取ると。それはおかしいよという、そういう世論はできていると思いますが、この水再生センターの場合も、そういうコンピューターほど大きなものではないにしても、隠れたところでそういうことが起こり得ると。

そこでちょっとお願いしたいのは、13センターの一覧表をつくっていただきたい、10年分。そして、毎年の契約名と業者名。大変でしょうからその程度でいいですので、その一覧表をつくっていただいて、さっき5、4、2、1、1とおっしゃいました。業者ごとに10年間の実績がわかるようなデータを出していただきたいと思うんですが、それはむしろ私たちのほうでお願いするかどうかですね。有川先生、どうですか。

【有川部会長】 附帯事項じゃなくて、お願いということでもよろしいですかね。

【飯塚委員】 はい。

【有川部会長】 はい、お願いするということで。

それでは、今、飯塚委員からお願いした部分については、ぜひ作業をしていただいて、私たちが非常に関心のあるところですので。

それでは、議案5についての結論につきましては、2つほど附帯事項が付きましましたので、その附帯事項つきで了承したいと思うんですが、その附帯事項は、1つ目は、随契理由について、やはりより説明責任を果たせるような適切な説明理由を改善して、それで開示していただきたい。それから、もう一つは、こうやって特定の業者に特別随契を続けるのであれば、価格についての検証をできるだけ——できるだけといいますか、可能な限りやっていってもらいたいという、この2つの附帯事項で了としたいと思いますが、よろしいでしょうか。じゃ、どうぞよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

(下水道局退室)

—— (談合情報処理審査) (非公表部分) ——

【有川部会長】 それでは、以上で、平成28年度の下半期の工事及び契約の、定例審議は工事ですね、それ以外の談合情報処理に関する審査を終了しますが、各事案の審議結果について、ちょっと私のほう不慣れなものですから、大分雑駁なまとめ方をした

ので、事務局に非常に負担をかけるかとは思いますが、事務局の方で記録していただいた各案の要点を、すみませんがここで反芻していただければ。

【猪又契約調整技術担当課長】 私のほうから、では要点ということで反芻させていただきます。

まず全ての事案について、意見の具申等を行わないということが決まっております。それでまず1件目の、高額と低入札案件なのですけれども、附帯事項としましては、先ほどあった時間流量の記載の関係の説明が、やはりちょっと不足しているということもあったので、その部分を補足して説明するよということと、あともう一つ、技術提案型になりますので、0.5という係数の部分について、誰が決めたのかということと、検証はしているのかということと、採点について、事務局がつけているという話があったんだけれども、その採点というのも一体誰がやっているのかということが、技術提案型については重要なので、その部分をしっかりと整理をするということ。それから、学識経験者の意見についても、必ず資料として添付するよということをおっしゃっておりますので、次回、同様の案件のときにはやりますし、この案件についてもまたご説明したいというふうにご検討させていただきます。

次、2件目の社会的注目事案ですけれども、これにつきましては、続いて入札に参加している人たちが蓋然性でつき合っているのではないかというようなことが考えられるので、提出させる内訳書について、積算のチェックをちゃんとしていくということが必要であるということ。それから、総合評価の案件については、これは総合評価の要綱などを必ずつけて、価格点等の評価式等がちゃんと明らかになるよということをおっしゃっております。

それから、議案3の高落札率案件につきましては、辞退理由というものも、これも資料が不足しているというご指摘だったのですが、辞退理由等を今後必ずちゃんとつけて、審議ができるよにするよということと、予定価格のほうを何回か変えているよという場合につきましては、必ずその変遷みたいなものをつけていかないと、これもまた審議になっていかないよというご指摘もいただきましたので、その部分をしっかりと添付してやっていきたいよということでございます。

それから、次に議案4の1者入札のところにつきましては、先ほどの議案3と同じように、辞退理由等について、必要な資料というものを必ず添付していくよということをおっしゃっております。それから、参加希望しているのに、都が排除した事業者に対しては、ちゃん

と説明できるようにしなければいけないということもあるので、この案件につきましては、結局1者入札ということもあるので、この辞退したほかの方々については、ヒアリングなりアンケートなりというのをしっかりして、1者入札となっていく理由というものを明確にしていかなければいけないのではないかとご指摘があったかと思えます。

それから、議案5の長期継続契約案件につきましては、まず随契理由のところ、他者のほうが補完できない理由というのを、この理由では明らかになっていないということで、これは都民に対しても公表しているということもありますので、その理由というのを必ず明示すべきであるということ。それから、随契を続けるのであれば、価格をずっと調査して、適正な価格であったのかどうかというのを必ず検証していかなければいけないということで、その部分についてご意見がございました。それから、お願いとされた部分で、13センターの一覧ということで、10年分の業者ごとの実績というのを宿題として言われておりますので、ご提出したいと思えます。

それから、最後の談合情報処理の案件につきましては、価格以外で決めるような、そういう総合評価のやり方というようなことを選択するという方法もあったのではないかと。もう一つは、競争環境をちゃんと整備していくという意味でも、指名の仕方を含め、新規の参入の方とか、他の方が参入できるような工夫というのをもっと考えられないのかということがあったのかと思えます。

私のほうからは、まとめた限りでは以上ですけれども、ほか、何か先生方から補足があれば。

【有川部会長】 ありがとうございます。どうでしょうか、今ので。小池委員、大丈夫でしょうかね。飯塚委員もいいでしょうか。私のほうも結構です。

(異議等なし)

【有川部会長】 どうもこちらの拙いまとめを適切に課長のほうでまとめていただきました。ありがとうございました。

ほかに特にこの際ですから、何か意見はよろしいでしょうか。よろしいか、これで。すみません、大分予定より時間を超過してしまいまして、大変申しわけありませんでした。

それでは、本日予定されていた議事は全て終了させていただきまして、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

【五十嵐契約調整担当部長】 それでは、委員の皆様方には、長い時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

私どもの至らない点多々ございまして、委員の先生方のご判断に必要な提出資料が十分ではなく、ご意見たくさん頂戴いたしましたことについては反省しております。次回までに改善を図って、きちんとした資料をご提出してまいりたいというふうに考えております。

また、今後も委員の皆様方には、引き続きお忙しい中、3月にもまたご協力いただく機会がございますが、またよろしくご指導をお願いしたいと存じます。本日は、長時間ありがとうございました。

— 了 —